官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録船舶船職員養成事務の休廃止に関する公示

法第十七条の七の規定により、登録船舶船職員養成事務の休止の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二項の規定により、公示する。

令和七年三月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

(二)(一)　休止する登録船舶船職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第二種養成施設
　　休止する登録船舶船職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構
(三)　休止期間
　　自　令和七年四月一日
　　至　令和八年三月三十一日

登録船舶船職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

法第十七条の五第二項の規定に基づき、次のとおり登録船舶船職員養成施設の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の五第二項の規定により、公示する。

令和七年三月二十五日　　国土交通大臣　中野　洋昌

二　登録船舶船職員養成施設の名称　山形県立加茂水産高等学校
二　登録船舶船職員養成施設の種類
　（変更前）五級海技士（航海）第二種養成施設
　　内燃機関五級海技士（機関）第二種養成施設
　（変更後）五級海技士（航海）第二種養成施設
三　変更年月日　令和七年三月三十一日

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

福岡県糟屋郡篠栗町彩り台１番１号**株式会社やまやコミュニケーションズ**の工場財団に糟屋郡篠栗町彩り台346番46、138番９やまやコミュニケーションズ本社工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年３月25日　　福岡法務局粕屋出張所

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
外国人技能実習に係る立入検査証	第1030170号	令和３年４月１日	令和７年１月20日	愛知労働局 名古屋西労働基準監督署 労働基準監督官 大森　奨之

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年３月25日　　厚生労働省

証　票　無　効

証　票　名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第105191号	令和５年４月１日	令和７年１月17日	愛媛労働局 新居浜労働基準監督署 労働基準監督官 土居　和月

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

令和７年３月25日　　厚生労働省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告